

令和3年5月10日

## 監事監査報告書

(公表版)

理事長 明石 勝也 殿

監事 清水 至

監事 福嶋 弘榮

令和2年度監事監査計画の監査事項の一つとして「入学者選抜に関する改善状況について」をあげています。このほど監査を終了したので、本監事監査報告書を提出いたします。

### 目次

第1 各意見書の改善勧告等.....	3
1 監事監査報告書（平成31年1月28日）.....	3
2 第三者委員会調査報告書（令和元年12月12日）.....	3
3 大学基準協会追評価（令和3年3月12日）.....	3
4 要旨.....	3
第2 公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成と意識改革.....	4
1 意識の醸成・意識改革の改善策と検証の経緯.....	4
(1) 指摘の内容.....	4
(2) 本学の対応.....	4
2 監事参考意見.....	4
(1) 対応について.....	4
(2) 記録.....	5
第3 管理運営体制の継続的な改善.....	5
1 管理運営体制の改善の内容.....	5
2 アドミッションポリシーとその周知.....	5
(1) 令和2年度における改善策.....	6

(2) 監事参考意見 .....	7
<b>3 入試委員会</b> .....	7
(1) 委員長及び委員の選任の現況.....	7
(2) 令和2年度までになされた改善策 .....	7
(3) 継続して検討中の事項.....	9
(4) 監事参考意見 .....	10
<b>4 入試事務体制について</b> .....	11
(1) 令和2年度までになされた改善.....	11
(2) 継続して検討中の事項.....	11
(3) 監事参考意見 .....	11
<b>5 評価・検証機関のあり方</b> .....	11
(1) 令和2年度までになされた改善.....	11
(2) 継続して検討中の事項.....	12
(3) 監事参考意見 .....	12
<b>第4 内部質保証とその運用</b> .....	13
<b>1 現在の評価・検証体制の問題点</b> .....	13
(1) 本学のPDCAサイクル .....	13
(2) 令和2年度までの改善策.....	13
(3) 監事参考意見.....	13
<b>第5 おわりに</b> .....	14

本学の入学者選抜については、令和2年10月1日、文部科学省より本学の平成27年度乃至同30年度入学試験（第2次試験）について不適切とみなさざるを得ないとの指摘を受けた。

また、本学入学試験のあり方について平成31年1月28日付本学監事監査報告、令和元年12月12日付第三者委員会調査報告及び令和3年3月12日付大学基準協会追評価において改善すべき事項が指摘された。

これを踏まえ、指摘された事項に関し改善及び検証の進捗状況について監査を行った。各項において本監査の監事参考意見を記載しているが、教学の本旨により検討し、参考とされたい。

## 第1 各意見書の改善勧告等

### 1 監事監査報告書（平成31年1月28日）

監事監査報告書において示された本学入学試験の問題点を踏まえ、以下の提言がなされた。

- ① 入試委員会の独立性は尊重しつつ、委員長及び副委員長の交代を含め、入試委員会のあり方の早急な検討
- ② 入試委員会において入学試験の評価基準につき配点も含めた検討
- ③ 入学試験要項の見直しと、配点及び評価基準の可能な限りの開示

### 2 第三者委員会調査報告書（令和元年12月12日）

第三者委員会調査報告書にて示された再発防止策の提言は以下のとおりである。

- ① 公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成
- ② 入試委員会内の相互牽制機能の強化
- ③ 入学試験制度の透明性及び監督体制の強化

### 3 大学基準協会追評価（令和3年3月12日）

大学基準協会の追評価結果において示された本学入学試験に関する提言は以下のとおりである。

- ① 不適切な入学試験を行うに至った原因となる本質的な問題を見直し、学生の受け入れを抜本的に改善すること
- ② 継続的な改善・向上の取組みを行うことができる管理運営体制の整備、及び公正な入学者選抜を実施するための意識改革
- ③ 内部体制の質保証システムの有効化

## 4 要旨

以上の提言は以下の3項目にまとめることができると思われる。よって、以下の3項目

について改善の進捗状況、その検討状況について監査を行い、必要と認めるときは監事参考意見を付することとした。

- ① 公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成（意識改革）
- ② 管理運営体制の継続的な改善と向上
- ③ 内部体制の質保証システム

## 第2 公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成と意識改革

### 1 意識の醸成・意識改革の改善策と検証の経緯

#### (1) 指摘の内容

文部科学省の指摘を受け、大学基準協会は、令和3年3月12日、「学生の受け入れ」の抜本的改善と「管理運営・財務」の根本からの見直しを求め、「内部質保証」が適切に機能していない、との評価を下すにいたった。

さらに第三者委員会は公正かつ適正な入学試験を行う意識の醸成を、大学基準協会は意識改革を、重要な課題として指摘している。

#### (2) 本学の対応

本学理事長は、文部科学省、第三者委員会の指摘を真摯に受け止め、令和2年4月、学長の就任にあたって、既に進行中の入学者選抜制度の改善・改革を早めるとともに、あわせて関連する制度の検討と改善を行うよう求めた。これは後に提出された大学基準協会追評価の指摘にも対応しているものであった。

本学では、現学長が令和2年4月の就任後それまでの改善を踏まえたうえ、さらに入試委員会、関連組織の管理運営、内部質保証の面も含め、入学者選抜制度の改善・改革を進めてきたところである。学長及び医学部長は、入学者選抜制度の改善・改革は入学者選抜制度の組織とその活動の公平・適切かつ継続的整備に他ならない、意識の醸成・意識改革もこの継続的検討により確立されるものと考えており、改善・改革の検討は継続して行われている。

### 2 監事参考意見

#### (1) 対応について

意識改革は人の内心にかかわるものであるため、意識の醸成・意識改革の実を具体的に示すことは困難な問題である。そのため入学者選抜制度に関わる教職員がその改善・改革の意義を認識し、入学者選抜に係る組織が公平・適切に構築され、入学者選抜が公平・適切に実行されていることを示すことにより、公正かつ適切な入学試験を行う意識の醸成と意識改革がなされていることを示すほかないであろう。

とくに、大学基準協会の追評価では、「属性による得点調整が事実上行われていた点を大

学自身が認めていないことから、不適切な入学試験を行うに至った原因となる本質的な問題の検証は行われていない。」と断じられている。本学は事実上男女差別の結果となったことを認識し、検証・改善を進めているところであるが、このような評価のあることを直視し、これを克服する改善・改革が必要である。

入学者選抜に係る組織の構築、その運用が公平・適切になされていることを示さなければならない。入試委員会ばかりでなく、入学者選抜を検証する組織も、適切な人選により構成し、定期的にかつ適宜に開催され、資料に基づき有効かつ実質的な検証を行い、その過程を議事録に残さなければならない。関連する組織もこれに準じて運用すべきである。

学長・医学部長が、意識の醸成・意識改革もこの入学者選抜制度の継続的検討により確立されるものと考え、継続して入学者選抜制度の改善にあたっていることは適切なものである。これを補佐する教職員は、前述した方策を踏まえ、組織の構築と運用を心掛けなければならない。

## (2) 記録

入試選抜制度の改善・改革を補佐する事務部門の責任者は、改善・改革の過程について綿密に記録を保存すべきである。今回の入試選抜制度の改善・改革は記録の保存が極めて重要であり、改善・改革の成果を示すものはこれらの記録のほかにはないことを周知すべきである。

## 第3 管理運営体制の継続的な改善

### 1 管理運営体制の改善の内容

学長及び医学部長の管理監督、さらには理事長及び学務担当理事の管理監督の実効性は、入学試験に関する体制の整備、そしてその適切な運用にかかっている。入試委員会をはじめとする組織及び規則・基準の整備について監査した。

入学者選抜制度の改善は、学長及び医学部長の指示の下に、入試委員会、教学部学長室及び教育課が中心となって改善点を検証し、実行している。

以下、上記の点について令和2年度までに実行された改善策、継続して検討されている改善策について整理する。

### 2 アドミッションポリシーとその周知

アドミッションポリシーは、本学の学生受け入れの基準、入学者選抜の基本となるものである。本学の理念及びその時代の社会の要請等を踏まえ、不断の検討が必要である。本学においても随時その見直しが行われ、これが行われた場合には公開している。

## (1) 令和2年度における改善策

### ア アドミッションポリシーの周知

アドミッションポリシーは本学が求める人材を選抜するという意図を示すものであり、入学者選抜の基本方針の基準といえるものであるから、これをもって本学がどのような学生を求めているのか、本学の意図を周知することとしている。

本学は従前から本学のホームページにアドミッションポリシーを掲載するとともに、入学者選抜要項の冒頭にも掲載し、本学の学生受け入れの基本方針を明らかにし、周知を図っている。

### イ 令和2年度のアドミッションポリシーの改正

入試委員会は、令和2年度には、本学のカリキュラムポリシー、ディプロマポリシーとの整合性を図るためアドミッションポリシーの「本学が求める学生像」に「自己を省察し」を加入し、多様な人材を求める趣旨を徹底した。アドミッションポリシーにこれを加えたのは、カリキュラムの基本となるカリキュラムポリシー、学位授与の基本となるディプロマポリシーとも省察的実践家を目指す医師像をポリシーとして挙げているためである。学生受け入れの基準となるアドミッションポリシーにも、これを加え、受け入れ、教育の一貫した方針の一つであることを明らかにした。

### ウ 要項の明確化・情報の開示

入試委員会は令和2年度入学者選抜要項から選抜方法の記載を抜本的に改めた。学力試験、小論文及び面接の目的を明らかにし、それぞれの配点を明示するとともに、多面的・総合的評価によって選抜を行うものであることを明示することとした。

令和3年度入学者選抜要項でも第1次試験及び第2次試験の合格者の決定方法が明示されている。第2次試験については、出願書類が選考においてどのように用いられるか、同点の場合の決定方法、医師としての適性に関する判断についても明示された。

いずれも、入試委員会、教学体制検討委員会、教授会の議を経て、選抜方針の概要を明らかにし、透明性の確保が図られている。

### エ 選抜制度の見直し

入学者選抜制度の公平性、アドミッションポリシーの目指す医師の育成とともに、多様な人材を確保するため、入学者選抜の方法も常に検討を行っている。従来の選抜方法は、一般選抜のほかに学校推薦型選抜の方法をとっている。学校推薦選抜には従前からの指定校制のほか、平成30年度から一般公募制、令和2年度から神奈川県地域枠が加えられた。

入試委員会において学校推薦型選抜の方法について継続的に検討がなされた。指定校制は指定校の数が増え、形骸化している部分もあることから、入試委員会は、令和5年度入学者選抜から指定校制学校選抜は一般公募制学校推薦型選抜へ統合することとした。これ

は教学体制検討委員会により教授会に付され、教授会の議をへて学長により決定された。

## (2) 監事参考意見

### ア アドミッションポリシーの基本

大学医学部の入学試験制度の適不適の判定の尺度は、①国民から見て公平であること、②国民にとって良い医療人、医学者になりうる人材を確保することの2点であるとされる（一般社団法人全国医学部長病院長会議平成30年11月6日提言「大学医学部入学試験制度に関する規範」）

本学のアドミッションポリシーはこれらの内容を含み、かつ私立大学医学部として特色を生かしたものであり、公平かつ合理性のあるものである。

### イ 入試選抜の透明性

医師の育成のための教育は、国や社会の将来への投資の側面も有する。入学者がその後の成果を有意義な形で社会に還元可能かといった観点からの評価も大学の社会的な責務である。アドミッションポリシーも社会の要請等の事情により随時の見直しが必要である。アドミッションポリシーによって求める学生像を示すとともに、これに基づく入学者選抜の透明性も確保しなければならない。

本学の令和3年度入学者選抜要項は入試選抜の入学者選抜の方針、選抜の方法について詳細に公開している。受験生の出願書類、経歴・経験の評価を公平かつ適切に入学選抜に取り込むことも重要な評価方法の一つである。1次試験・2次試験における配点ばかりでなく、適正検査・出願書類の取扱い、合格者の決定方法、同点の場合の評価、医師としての適性の評価の扱い等、十分な公開がなされているものと判断する。

## 3 入試委員会

### (1) 委員長及び委員の選任の現況

入試委員会委員は学長が委嘱すること、委員長は学長が指名し教授会で報告することとされている（常置委員会規程第5条）。

現在の運用として、学長が教授会の意見を聞いたうえで委員長たる委員を選任する。委員長は委員の候補者を学長に推薦し、学長は医学部長及び委員長の意見を聴取し、候補のなかから委員を選び、教授会の意見を聞いたうえで委嘱している。

学長及び医学部長は、入試委員会委員選任後は入試委員会の独立性を尊重し、不文律として作問や判定を始め入試委員会の具体的活動に加わることはない。

### (2) 令和2年度までになされた改善策

#### ア 入試委員の選任と構成

平成31年度入学試験においては、監事監査報告書の提言を受け、一次試験終了後に委

員長及び副委員長が辞任し、新たに委員長及び副委員長が選任された。同時に臨時委員として女性教授 2 名が選任された。

平成 31 年（令和元年）度からは入試委員会内の相互牽制機能が指摘されたことから、次の各点に留意して入試委員の選任が行われている。

- ① 委員の任期を原則 2 期 6 年とし、とくに委員長の在任期間が長期化することを防止する。
- ② 入試委員として一定数の女性委員を選任する。
- ③ 委員長・副委員長の選任方法を牽制が効果的に働く手法に切り替える。

入試委員会のあり方・運用については継続して検討し、実情に応じて見直す方針とした。

#### イ 常置委員会規程の改正及び入試委員会内規の制定

令和 2 年度には入試委員会に係る規程関係の見直しを行い、次のとおり改正・制定を終えた。

##### ① 常置委員会規程の改正

平成 27 年度乃至 30 年度の入試委員会委員がすべて男性であったことに鑑み、入試委員会を含むすべての常置委員会において、男性及び女性を含む構成とすることが明記され、加えて、委員数を従前より多く 5 名乃至 10 名とすること、および、議事録を必ず作成することが明記された。

##### ② 入試委員会内規の制定

同じく、入試委員会で入試委員会内規（案）が策定され、教学体制検討委員会、教授会の議を経て制定された。この内規において入試委員会の職務、入試委員の義務などを定めている。

#### ウ 選抜試験の評価に関する改善策

入試委員会は入学試験を公正・適切に施行するために、以下の改善策を採用した。

- ① 建学の精神に基づき定められたアドミッション・ポリシーに立ち戻り、本学が求める学生像及び本学が求める学力を基本に入学者選抜をおこない、小論文及び面接試験で人物を多面的に評価する。
- ② 全入試委員の議論の下に試験の配点・採点基準を定め、原則、氏名・年齢・性別・出身校などを伏した試験結果資料に基づき合格者及び補欠者（案）を決定する。教授会においても氏名・年齢・性別・出身校などを伏した試験結果資料を提示し、属性等によるバイアスのかからない状態で審議を行うこととする。平成 31 年（令和元年）度入学者選抜から実施した。
- ③ 入学試験制度の透明性を高めるため、これらのうち少なくとも点数化される対象・範囲については入学試験要項に記載して公表することとした。この方針に基づき、令和元年度から入学者選抜要項に点数化される対象・範囲、選考の基準、合格者の決定方法などについて明示した。

以上の方針については、入学者選抜施行前に学長及び医学部長へ報告し、さらに教授会の審議を経て実行した。

#### エ 面接手法の改善

入試委員会は面接手法を改め、平成31年（令和元年）度入学者選抜から以下のとおり実施した。

- ① 面接は、男性女性の属性による偏りを防止するため、男性及び女性の教員で構成される3名の面接委員により行うこととした。
- ② 調査書を個別に評価することを廃し、面接試験において調査書を駆使して受験者を多面的に人物評価することとした。
- ③ 面接マニュアルの改善を進めた。

入試委員会は、以上の改善により調査書に対する一定の強い傾向の加点・減点を排除することができ、かつ調査書のより有効な活用が可能となったと判断している。

#### オ 報告と記録の保存

入試委員会は入学者選抜の記録の使用と保存について以下の改善を行った。

- ① 入学者選抜の結果は、受験番号・氏名・性別・年齢等をマスキングした上で、入試成績の詳細を作成し、合否判定を行った。一定以上の得点でも医師としての適性を欠くと判断した受験者を不合格とした場合には、その理由を教授会に報告し、合格者を決定した。
- ② 入試委員会の議事録、配点・採点基準等の入学試験に関する重要な情報を記録化し、保存することとした。

#### カ 本学の評価・検証を担う機関への報告

入試委員会委員長は、令和2年度入学者選抜について、教授会に対しては入学者選抜施行前に入試の手順、試験の方式、一次試験・2次試験の内容、配点、合否判断基準の説明を、施行後に結果について報告した。また、入試委員会委員長は、入学者選抜の終了後に自己点検・評価運営委員会に対して報告し、その審議を受けた。

令和3年度入学者選抜からは、新たに設けられる入学者選抜検証委員会において検証がなされる予定である。

### (3) 継続して検討中の事項

#### ア 半数改選について

入試委員会委員の任期を2期6年とし、半数改選を原則とすることについて、入試委員会の多岐な活動に及ぼす影響を踏まえ、検討を継続することとした。

## イ 面接について

面接はアドミッションポリシーの本学が求める学生像、ひいては医師となる明確な目的を有する多様な人材を求めるにあたっての基本となる選抜指針である。日本医学教育評価機構が行う国際認証のための医学教育分野別評価基準にも、医学部の入学者選抜での面接の重要性が指摘されている。

他方、学生の選抜方法については客観的かつ明確な方針に基づくことも、公平・適切、かつ透明性のある入学者選抜のためにも必要である。面接については次の事項について継続して検討を行うこととした。

### ① 面接試験の実施方法に関する明確な記載

面接の評価には高等学校の成績、その他の学術的・教育的経験、医師になる動機の評価などが含まれることはあらかじめ受験者に知らしめることが求められる。本学の令和3年度入学者選抜要項にはこれらの事項について記載し、公表した。記載の内容については引き続き検討を行うこととした。

### ② 面接マニュアルの整備と研修

### ③ 情報のフィードバック

入学者の入学後実績について教学 IR センターの分析・評価し、情報をフィードバックすることとした。

## ウ 入学者選抜に関するマニュアル等の整備

入学者選抜に関する面接マニュアル、合否判定基準、採点基準、事務作業手順等について文書類の整備を進めていくこととした。

## エ 教学 IR (Institutional Research) センターとの連携

医学教育は国際基準に合致したものであることが求められ、一般社団法人日本医学教育評価機構の国際認証が必須の時代となっている。同認証においても、学生の選抜方法に関して、入学者の成績、その後の学生の実績を分析し、それを選抜にフィードバックすることを求めている。教学 IR センターの情報に基づき日本医学評価機構の医学教育分野別評価基準日本版が求める①世界医学教育連盟 (WFME) グローバルスタンダード 2015 年版準拠学生選抜方法の別による入学者の成績、②入学者の実績、③卒業後の実績等の分析及び評価を行い、これをフィードバックし、入学者選抜の資料とすることを検討している。

## (4) 監事参考意見

### ア 入試委員会委員の構成について

入試委員会委員の多様性についてさらに検討すべきと思われる。

例えば

- ① 少なくとも事務職の委員の選任を検討すべきである。一般人の視点をもつ入試委員としての役割、事務方との連携の点で期待される。
- ② 教員の委員についても基礎系・臨床系・教養系の考慮だけでなく、出身校についても考慮すべきである。医学全般からの視点からである。
- ③ 委員長の人選には、慎重な検討を要する。

#### イ 教授会における検討

教授会は、学生を教育する教員の集まりでもあり、入学の選抜方法ばかりでなく、どのような学生像を求めるのか、それぞれの選抜制度の評価、入学後の学力との相関など、広範囲の問題について議論が期待される。

### 4 入試事務体制について

#### (1) 令和2年度までになされた改善

令和2年度から入学者選抜の担当を強化する人事配置がなされた。

#### (2) 継続して検討中の事項

本学の教学の事務部門として教学部が置かれ、その下に学長室、教育課、学務課、大学院・研究推進課が設置されている。入学者選抜業務の重要性と上記の広範な業務の内容から入学者選抜専門の事務部門の設置を検討している。

#### (3) 監事参考意見

##### ア 入学者選抜専門の事務部門の設立について

単科大学で入学者選抜専門の事務部門を設けている大学は少ないといわれる。しかし、入試委員会の委員が3年ごとに半数が改選されること、入学者選抜業務の特殊専門的なものであることから、専門の事務部門の設立を検討すべきと判断する。

### 5 評価・検証機関のあり方

#### (1) 令和2年度までになされた改善

##### ア 自己点検・評価運営委員会への報告

本学の自己点検・評価運営委員会は学長を委員長とし、委員に外部の有識者3名が委員として選任されている。学長の方針により、令和2年度入学者選抜については同委員会において入学者選抜の検証・評価を受けた。

令和3年度入学者選抜については新たに設置される入学者選抜検証委員会において検証がなされる予定である。

## (2) 継続して検討中の事項

### ア 評価機関の見直し

現在、入学者選抜については、入試委員会が計画（plan）を立案し、教学部教育課の補佐を得て、また、教授会の議を経て実行（do）し、実行とその結果について大学の自己点検・評価運営委員会、医学部自己点検委員会、医学教育評価・検討委員会及びカリキュラム評価委員会に報告し、その評価（check）を受け、その評価のもとに改善（act）し、次の入学者選抜の計画に反映させることとしていた。いわゆるPDCAサイクルといわれるものである。

PDCAサイクルにおける点検・評価機関として、①自己点検・評価運営委員会、②医学部自己点検委員会、③医学教育評価・検証委員会、④カリキュラム評価委員会の4委員会がある【医学部におけるPDCAサイクル】参照）。

いずれも独自に活動しており、入学者選抜制度の改善について系統的に評価している委員会があるとはいえない。たとえば、自己点検・評価運営委員会、カリキュラム評価委員会の活動は前述のとおりであるが、医学部自己点検委員会も令和2年6月開催の委員会において「入学者選抜の見直しについて」を議題として入学者選抜制度全般について検証していた。

このような事情を踏まえ、PDCAサイクルの検証とともに、入学者選抜制度の評価・検証を行う委員会として外部委員を多数とした「入学者選抜検証委員会」を令和3年度に設置することとした。

### イ 入学者選抜検証委員会の設置

令和3年度に自己点検・評価運営委員会の下に外部委員を多数とする入学者選抜の検証に特化した委員会として「入学者選抜検証委員会」を設置することとした。委員には外部委員として入学者選抜について経験のある他大学の教員、その他有識者を招き、外部委員をもって過半数を超えることを予定している。

入学者選抜施行の前、入学者確定後などに定期的に入学者選抜制度とその運用を検証する委員会である。

## (3) 監事参考意見

### ア 専門委員会の設置について

入学者選抜を専門的に検証する委員会は、早急に検討し、設置すべきである。

## 第4 内部質保証とその運用

### 1 現在の評価・検証体制の問題点

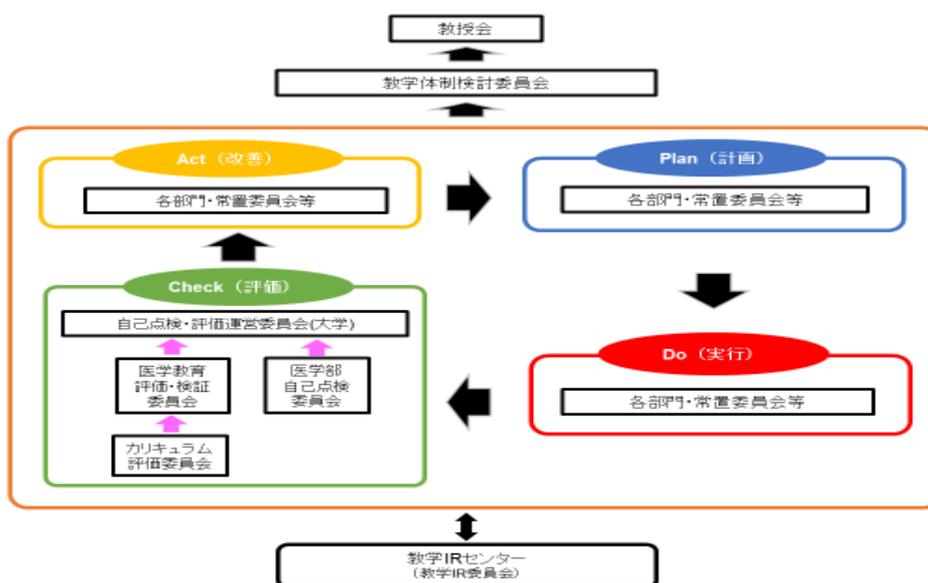
#### (1) 本学のPDCAサイクル

##### ア 大学基準協会の指摘

本学はPDCAサイクルをもって内部質保証の機能としている。

しかし、大学基準協会から入学者選抜に関しては、その実施体制、試験の結果の公正性、公平性について十分な検証がなされておらず、自己点検・評価活動が形骸化していたとの指摘を受けた。

#### 【医学部におけるPDCAサイクル】



#### (2) 令和2年度までの改善策

##### ア PDCAサイクルにおける自己点検・評価運営委員会への報告

前述したとおり令和2年度入学者選抜は、本学の最も上位の評価・検証機関であり、外部有識者も委員として選任されている自己点検・評価運営委員会に対し、入試委員会委員長が報告を行い、点検・評価を受けた。

#### (3) 監事参考意見

##### ア PDCAサイクルの実情

自己点検・評価活動が形骸化していたとの指摘は重く受け止めなければならない。自己点検・評価を行う委員会の開催回数・審議の内容等を検討すると、PDCAサイクルのチ

エック機能が十分に機能していたとは評価できない。

## イ 入学者選抜の改善について

本学の入学者選抜に関しては、入学者選抜制度そのもの、入試委員会の在り方については改善が進められ、さらに継続して検討が進められている。すでに全国医学部長病院長会議の大学医学部入学試験制度に関する規範、日本医学教育評価機構の医学教育分野別評価基準に則り入学者選抜については透明性・公平性を確保するための改善がほぼなされたと評価する。

これは入試委員会の委員長をはじめとする委員、職員の活動によるものである。今後も入学者選抜に関する意見を求め、このような活動を委員・職員が異動しても継続していくことが、今後の課題である。

また、入学者選抜検証委員会の検証により、これを確固としたものにしていかなければならない。

## 第5 おわりに

入試選抜制度の改善について第三者委員会、大学基準協会、本学監事監査（平成31年1月）が指摘した点を踏まえ、令和2年度末時点の改善状況を監査し、監事参考意見を提示した。

学長は、本学の校務を掌理し、所属教職員を統督する（教員組織規程第3条1項3号）。医学部長は、教育に関する校務を総括、所属教職員を監督し（同第4条1項3号）、入試委員会を含む5つの常置委員会を管掌する（常置委員会規程第4条1項）。以上のとおり学長及び医学部長は広範な監督権限を有し、だからこそ多忙を極める。そうではあっても、学長及び医学部長が、入試委員会の独立性を尊重しつつも、その管理・監督を実効あるものにするには、入学者選抜制度の改善を継続し、引き続き入試委員会及び評価機構の活動、PDCAサイクルの機能に注視することが重要であると考えます。

以上

## 附 令和3年度医学部入学者選抜結果について

令和3年度医学部入学者選抜は、学校推薦型選抜（指定校制、一般公募制、神奈川県地域枠）を令和2年11月15日に、一般選抜は前期と後期の2回行い、前期は令和3年1月25日（月）に第1次試験、2月6日（土）・7日（日）の両日に第2次試験を、後期は同年3月2日（火）に第1次試験、同月12日に第2次試験をそれぞれ実施した。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による受験生への配慮から、学校推薦型選抜では、適性検査を廃するなど時間割を見直し、2日間から1日に短縮して実施、一般選抜では、新たに後期日程を導入するなどして実施した。

今年度実施した入学者選抜の結果は下記のとおりである。

### 記

#### 学校推薦型選抜

指 定 校 制	総 数	男 子	女 子	現 役	現役以外
募 集 人 員	約 20	—	—	—	—
志 願 者 数	75	26	49	75	—
受 験 者 数	75	26	49	75	—
合 格 者 数	20	7	13	20	—
一 般 公 募 制	総 数	男 子	女 子	現 役	現役以外
募 集 人 員	約 10	—	—	—	—
志 願 者 数	74 (併願含む)	28	46	74	—
受 験 者 数	74 (併願含む)	28	46	74	—
合 格 者 数	10	5	5	10	—
神 奈 川 県 地 域 枠	総 数	男 子	女 子	現 役	現役以外
募 集 人 員	約 5	—	—	—	—
志 願 者 数	13 (併願含む)	7	6	13	—
受 験 者 数	13 (併願含む)	7	6	13	—
合 格 者 数	5	2	3	5	—

一般選抜

一般選抜（前期）	総 数	男 子	女 子	現 役	現役以外
募 集 人 員	約 70	—	—	—	—
志 願 者 数	1992	1158	834	543	1449
受 験 者 数	1899	1087	812	525	1374
第 1 次 合 格 者 数	489	250	239	96	393
第 2 次 受 験 者 数	433	217	216	87	346
第 2 次 合 格 者 数	119	45	74	39	80
入 学 者	70	24	46	23	47
一般選抜（後期）	総 数	男 子	女 子	現 役	現役以外
募 集 人 員	約 10	—	—	—	—
志 願 者 数	1212	697	515	267	945
受 験 者 数	1073	601	472	248	825
第 1 次 合 格 者 数	80	50	30	15	65
第 2 次 受 験 者 数	71	44	27	15	56
第 2 次 合 格 者 数	10	6	4	5	5
入 学 者	10	4	6	2	8

※ 繰上合格者及び点数に関する該当項目は非公表。